



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 22(2), 226-229
Issue Date	1971-09-08
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/16128">http://hdl.handle.net/2115/16128</a>
Type	bulletin (other)
File Information	22(2)_p226-229.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学部法学会記事

○昭和四六年四月一〇日(土)午後二時半—四時

「一九世紀・二十世紀の法史学研究における進化思想」

報告者 ハンス・ティーマ  
出席者 約三十名

現代の歴史家や歴史哲学者にとつて進化・發展という考えは自明の概念といえるが、本講演では法史学研究において進化の思想がどのような影響を及ぼしてきたかを検討してみたい。

「万物は流転する」というヘラクレイトスのことばにあらわされるように、また、《古き法》として始めからすでにあるものとみられているように、古代・中世には進化の觀念は知られなかった。過去とのつながりをできるだけ断ち切ろうとする近世の自然法論も進化の思想に十分な寄与をなしえなかつた。法の歴史・理論において進化思想を可能ならしめるには、十九世紀歴史主義の時代を待たねばならない。

ザヴィエリーの中心課題は、諸民族の法が慣習のなかからどのように進化してきたかであり、この点彼が法を言語になぞらえて考へたり、法と民族の性格の間の《有機的》關係を云々したりしたのは決して偶然ではない。彼はまた、法曹の手による法形成につ

いて「有機的仕方」という表現を用い、法がまず慣習と民族の確信によつて、ついで法の解釈学によつて生み出されて行くこと述べ、立法者の恣意によつて生み出されるものではないとする。彼が反論を加えようとしたのはいうまでもなく「光の支配」に啓蒙主義時代の自然法論であつた。ロマン主義運動もザヴィエリーに影響を与えているが、ここに法の有機的成長という学説とともに、「阻まれた動力学」に過去に執着し健全な進化をこぼむ態度が生れたのである。

一八三〇年代以降、このような法学上の静寂主義・歴史主義を克服しようとする動きが始まる。この動きを支える精神的な背景を問題にするにはイエリングをとり上げねばならない。彼は自らの方法を「自然科学的方法」と名づけ、法的な概念が化学のように、元素に分析したり他の元素と組合わされたりして、発生し死滅し変化し、概念構成の方法を通じて、新しいものを形成して行く、と考える。こうしたイエリングの見解の根拠にダーウインの自然淘汰思想の影響を見出すのはさして困難ではない。彼の法理論もしだいに社会学・民族学へ変つてゆく。他方で、彼の方法は意思と生の無条件の肯定、「反キリスト的・此岸的な法倫理」によつて規定されている。「目的が法全体の創造者」なのである。「正義は民衆を利する」という尊厳な命題がいまや、「民衆を利するものが法である」という命題に逆転される。イエリングはこうして、私法の社会的側面を開発しえた反面、純粹な意思説の立場に立つ法進化論のもつ危険性をも具現している。彼から

は二十世紀西歐世界の政治的危機へ接続する線も出発している。

イェーリングに続くのは、一方ではむき出しの実証主義であり、他方では現代の利益法学である。われわれは今日でも進化論的な用語法——分化・分裂・適応・精神化・淘汰等——を用いる。しかしそこでの法則はもはや一九世紀進化論のそれと同じではない。つまり、社会過程の非回帰性という信仰を失い、進化思想とともに進歩への信仰もまた掘りくずされてしまった。

こうしたジレンマ、古い素朴な進歩の信仰からの解放を示唆してくれるのは現代の生物学である。それが教えてくれるのはつぎのようなことである。即ち、より劣ったものからよりすぐれたものを創り出すような進化は存在せず、存在するのは一般的なものから特殊なものへの分化のみであり、進歩というのは人間の生物学的特殊化にほかならないのであって、一つの側面における利益を他の側面での断念というあがないによって獲得しうるものであると。また、現存している多数の種は、生存競争・自然淘汰の結果生れたのではなく、始めから並存していたのであり、われわれが観察しうるのは、進化・発展ではなく、そのような種が変化しつつある世界に対応してゆく様式や「時代のしるし」である。このような見方は法史学・法学にとっても有効であろう。われわれは系統樹・進化の観念の代りに、「恒久的問題」をすえた。この「恒久的問題」に対して様々な時代がそれぞれの根底にある価値観——「時代のしるし」によって解答を出している。占

有と所有、婚姻と家族、家とヘルシャフト、ゲノッセンシャフト

と国家等々、諸々の並存する社会的絆は、時代時代の精神的・宗教的・政治的理念に従って、様々な発展・変化・新しい刻印を経験している。理念史が法史を変え、理念が歴史を創るのである。

それぞれの時代がこうした「恒久的問題」に対して与えた解答を、その利点・観点もともと考察すべきである。その課程でわれわれはある種の法則を観察できるかもしれない。しかし、それはもはや自然の進化、有機的進化という意味におけるそれではなく、たえず変化してゆく世界像・価値観等に対応する法則なのである。

以上のような趣旨をもった講演に基づき、活潑で文字通り遠慮のない質問討論が三十分ほどであるがなされた。会は従来しばしばあったような「お説拝聴」といったものではなく、また質問や討論もそれほどばらばらで一回限りのもの応酬のないものでもなく、あるていどは集約された方向をもつものであった。歴史の見方・法解釈・一般に価値観における相対主義化の危険の問題、及びある時代の《理念》の把握の仕方——その体系性や相克やデイスコミュニケーションをどう扱うか——というような問題に関するものであった。結局教授は、自己の立場や価値観が主観的・相対的であることを自覚しながら、学問においてできるだけ客観化し普遍化してゆく努力をしてゆくというものであった。なお、法史学を勉強している大学院生からも、ザヴィニーの思想が民法典編集において果たした役割についての質問も出された。

さきにも述べたように討論はかなり集約されたものになりえたが、より深いレベルの意見交換のためには、より狭いテーマを選んで討論を發展させた方がよかつたかもしれない。筆者のじこの感想をまとめてみればつぎの通りである。

進化思想との関聯における法・法思想の形成・發展についての講演内容は新しいものではない(例えば、ハロウエル「自由主義の没落」)。しかも、ここでみられる思想・理念の一定の傾向の歴史的展開過程の叙述(理念の傾向史)はやや直線的であり、むしろ、教授自身が提案するそれぞれの時代の理念(全体)、あるいは特殊化された多様な分岐との脈絡から切りはなされて論ぜられている嫌いがあり、理念史の危険な一面をのぞかせている。

時代すべてに共通する「恒久的問題」の観念は理念史にとつて極めて有用な問題設定の仮説的な枠であり、個別主義的な歴史主義の断片化を防ぐものといえよう。問題は、この恒久的問題にそれぞれの時代がなすアプローチをどう把えてゆくか、その仕方にある。二次大戦後——一部のインテレクチュアル・ヒストリアンを除けば——時代の理念の把握には、われわれは自信を失い勝ちなのである。教授はその把握の仕方、その仕方の論理的裏づけ、この裏づけにおける研究者の価値観の位置、といったことがらを論じてほしかった。筆者は、時代の理念の把握は結局は時代のコモンセンスに基礎をおかねばならぬと考えているのである。とは云うものの教授の《方法論》は、論理的検討を繕たものかどうかがともかく、ポスト・ウェーバーの時代の、モダレイト

でバランスのとれた歴史家の《態度》を十分示すものである。

○昭和四六年六月四日(金)午後一時半—四時

紹介 R・P・ドーア(Dore, Education in Tokugawa Japan, Routledge and Kegan Paul, 1965)

松居弘道訳『江戸時代の教育』、昭和四五年

報告者 松 沢 弘 陽

出席者 一 五 名

ピンチ・ヒッターとしてにわかに動員された報告者は、刊行以来、日本の政治学者・社会学者さらに近世史家・教育史家の間でも好評の本書を紹介してせめをふさぐことにした。

この仕事も、日本の近代化の「成功」を、徳川社会の遺産から説明しようとする、近年、英米の日本研究に有力となった流れに属している。著者は、この問題を、徳川社会の変化と、その中で教育の發展との関係にしぼって、一方では、膨大な史料を博覧し、するどい人間理解のセンスでそれを消化しながら、他方では、パースنز流の社会構造理解の図式を、歴史の現実によく適用できるように手なおしし、これによって豊かな材料を整理するの成功している。このことが、外からの日本研究には一般にかなり点がからい日本史研究者にも、本書が好感をもって迎えられたゆえんであろう。

外国人による整理された日本研究の例として興味深きいた。

もつとも報告者が十分整理して紹介できたかどうかには疑問が残る（これには二週間ほど前に報告を△おしつけた▽幹事の責任もある）。筆者などにとつて最も関心があったのは、ドーア氏がり上げたテーマについて、どれぐらい資料の発見収集ができたであろうかということである。外国人による日本研究の可能性とその限界がわかるからである。